

老発0331第8号
平成27年3月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等の指導監督について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)において介護保険法の一部が改正され、平成27年4月1日以降順次、介護予防サービスのうち介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行されます。

今後、介護予防・日常生活支援総合事業の適正な運営の確保を図るため、指定事業者等に対して、別添1「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等監査指針」及び別添2「介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者の指導等ガイドライン」を参考に指導監督に当たられるよう、管内市町村等にその周知をお願いいたします。

また、都道府県におかれては、管内市町村等が実施する介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者等への指導監督について、介護サービス事業者等への指導監督と併せた実施など、十分な連携を図り、効率的な実施に努めていただくようお願いいたします。

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等監査指針

第 1 目的

この監査指針は、市町村長（特別区にあつては、区長。以下同じ。）が、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 の 7（報告等）、第 115 条の 45 の 8（勧告、命令等）及び第 115 条の 45 の 9（指定事業者の指定の取消し等）の規定に基づき、法第 115 条の 45 の 5（指定事業者の指定）の規定による指定事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者（以下「指定事業者等」という。）に対して行う第 1 号事業の内容及び第 1 号事業支給費に係る費用の給付に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、第 1 号事業の質の確保及び第 1 号事業支給費の適正化を図ることを目的とする。

第 2 監査方針

監査は、指定事業者等の第 1 号事業の内容について、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 6 で定める基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は第 1 号事業支給費の給付について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合等（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

第 3 監査対象となる指定事業者等の選定基準

監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

1 要確認情報

- (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報
- (2) 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- (3) 連合会等からの通報情報

2 実地指導等において確認した情報

都道府県知事又は市町村長が、一体的に運営する訪問介護事業所及び通所介護事業所への法第 23 条（文書の提出等）及び第 24 条（帳簿書類の提示等）による指導又は法 76 条（報告等）の監査で確認した指定基準違反等

第 4 監査方法等

1 監査

(1) 実地検査等

市町村長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、指定事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定事業者等の当該指定に係る事業所に立

ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

（２）関係自治体等との連携

ア 市町村長による実地検査等を行う際に、指定事業所内で訪問介護又は通所介護を実施している場合にあつては、事前に実地検査等を行う旨の情報提供を関係自治体に対して行うものとする。関係自治体は、当該市町村長と連携して法第 76 条（報告等）に基づく実地検査を共同で行うなど連携するよう努めるものとする。

イ 市町村長が行う実地検査等、勧告、命令等及び指定事業者の指定の取消し等の事務については、都道府県内の標準化等を図る観点から都道府県と連携するよう努めるものとする。

ウ 都道府県知事等が訪問介護事業所及び通所介護事業所に対し、法第 76 条（報告等）に基づく実地検査を行う場合又は行った場合には、関係自治体に情報提供を行うものとする。

2 監査結果の通知等

（１）監査結果の通知

監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

（２）報告書の提出

市町村長は、当該指定事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

3 行政上の措置

指定基準違反等が認められた場合には、法第 115 条の 45 の 8（勧告、命令等）及び第 115 条の 45 の 9（指定事業者の指定の取消し等）の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

（１）勧告

指定事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該指定事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

（２）命令

指定事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

命令を受けた場合において、当該指定事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

（３）指定の取消等

市町村長は、指定基準違反等の内容等が、法第 115 条の 45 の 9（指定事業者の指定の取消し等）各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定事業者等に係

る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

4 聴聞等

監査の結果、当該指定事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条（不利益処分をしようとする場合の手続）第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

5 経済上の措置

勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、第1号事業支給費の全部又は一部について、不正利得があった場合には当該指定事業者から返還を求めるものとする。

第5 その他

市町村は、行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、都道府県を經由して厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告を行うものとする。

介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者の指導等ガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）第2の5にあるとおり、市町村が介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業者に対して指導等を実施に努めることにより、事業の適正化を図ることを目的とする。

2 指定事業者に対する指導等

制度理解に関する指導のほか、注意喚起が必要な事項や事例など、効果的な集団指導（説明会）の方法により行うものとする。

【指導内容例】

- 介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進
- 介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨・目的の周知及び理解の促進
- 指定の基準に関する事項の周知徹底
 - ・事故発生時の対応
 - ・従事者又は従事者であった者による秘密保持
 - ・従事者の清潔保持と健康の管理
 - ・廃止・休止の届出と便宜の提供
- 労働基準法令遵守の周知
- 第1号事業支給費請求にかかる過誤・不正防止の観点から適正な請求事務に関する指導など。

3 指定事業者以外の事業者に対する指導等を行う際の留意事項

指導等についてはそのサービス内容等に合わせて行うものとする。

その際、要綱及び契約書等に以下の内容を記載するなどし、不適正な運営を行っている事業者に対して指導等を行うことができるようにしておくことが重要である。

【指導等を行う場合に要綱及び契約書等に記載する例】

○報告、調査に関する事項

必要があると認めたときは、委託業務等の運営について随時報告をさせ、又は実地に調査することができる旨の内容。

○契約等の解除に関する事項

以下に該当すると認めたときは、いつでもその契約等を解除することができる旨の内容

- ・当該契約等又は当該契約に基づく自治体の指示に違反したとき。
- ・虚偽の実績報告により請求し、又は委託料の支払を受けたとき。

- ・自治体に対し、虚偽の報告又は正当な理由なく報告をしない若しくは実地調査を拒否したとき。

○国で定める「委託による実施で受託者が適合すべき基準」に関し指導する旨の内容。

- ・事故発生時の対応
- ・従事者又は従事者であった者の秘密保持
- ・従業者の清潔保持と健康の管理
- ・廃止・休止の届出と便宜の提供

など

4 参考

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業者に対する指導監査等の介護保険法等の根拠については、別紙を参照のこと。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（抜粋）

第2 サービス事業

5 実施方法

(略)

また、サービス事業を提供する事業者に対する指導監督について、市町村においては、都道府県による指定居宅サービス事業者等（法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。以下同じ。）に対する指導監督において不適切な事例が見つかった場合に、都道府県と連携して指導監督を行うなど、効率的に適切な総合事業の実施に努めることが必要である。

特に、既存の指定居宅サービス事業者等については、引き続き、要介護者及び要支援者双方にサービス提供を行うことが想定されることから、都道府県においては、都道府県が指定した指定居宅サービス事業者等の指導監督において、不正請求や運営基準違反等が判明した場合には、法に基づき勧告・命令や指定の取消し等を行うとともに、必要な情報を市町村に提供し、共同で指導監督を行うなど、総合事業の指導監督が効果的・効率的に実施できるよう支援することが望ましい。

一方、指定居宅サービス事業者等以外の事業者に対する指導監督においては、そのサービスの内容等に応じた形で実施されることが望ましい。例えば、地域包括支援センターがケアマネジメントによりそのサービスの提供状況について一定程度把握していることから、その情報を端緒として必要な指導監督を行うことが考えられる。